

「ありがとね！消防団・水防団応援事業所制度」取扱要綱

（目的）

第1条 この要綱は、「ありがとね！消防団・水防団応援事業所制度」に関する必要な事項を定めるものとする。

（制度の趣旨）

第2条 この制度は、地域の安全・安心のために活動する岐阜県内の消防団員及び水防団員（以下「団員」という。）又はその家族（以下「団員等」という。）に対してサービス等を提供する地域の企業及び店舗等を「岐阜県消防団・水防団応援事業所」（以下「応援事業所」という。）として登録し、地域を挙げて消防団及び水防団を応援する機運を高めることを目的として実施するものである。

（実施主体）

第3条 この制度は、岐阜県が一般財団法人岐阜県消防協会及び岐阜県水防協会と相互に協力し実施するものとする。

（用語の定義）

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- 一 消防団員 消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第1項に規定する消防団員のうち、岐阜県内の消防団に所属する者をいう。
- 二 水防団員 水防法（昭和24年法律第193号）第6条第1項に規定する水防団長及び水防団員のうち、岐阜県内の水防団に所属する者をいう。
- 三 消防団 消防組織法第9条第3号に規定する消防団をいう。
- 四 水防団 水防法第5条第1項に規定する水防団をいう。
- 五 応援事業所 第2条の制度の趣旨に賛同し、第5条第2項の規定による登録を受けた企業及び店舗等のことをいう。
- 六 サービス等 応援事業所が団員等へ提供する利用料金及び商品価格の割引、記念品や飲食物の進呈及び買い物ポイント加算等をはじめとした各種サービスのことをいう。
- 七 岐阜県消防団員・水防団員カード 団員であること示すカード（以下「団員カード」という。）として別表に掲げるもの
- 八 岐阜県消防団員・水防団員家族カード 団員の家族であること示すカード（以下「家族カード」という。）として別表に掲げるもの
- 九 岐阜県消防団員・水防団員電子カード 団員のスマートフォン、タブレットその他の電子機器で表示した団員カード（以下「電子団員カード」という。）
- 十 岐阜県消防団員・水防団員電子家族カード 団員の家族のスマートフォン、タブレットその他の電子機器で表示した家族カード（以下「電子家族カード」という。）

（登録）

第5条 応援事業所に登録しようとする企業及び店舗等は、岐阜県消防団・水防団応援事業所登録申込書（様式第1号）により岐阜県危機管理部消防課長（以下「消防課長」という。）へ申し込むものとする。

2 消防課長は、前項の申込があったときは、次の各号に該当しない場合に応援事業所に登録するものとする。

- 一 宗教活動及び政治活動に関するもの
- 二 岐阜県暴力団排除条例（平成22年12月21日岐阜県条例第54号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有するもの
- 三 各種法令等に違反しているものまたはその恐れのあるもの
- 四 通信販売及びインターネットによる販売など対面販売を前提としないもの
- 五 前各号に掲げるもののほか、岐阜県消防課長が適当でないと認めるもの

（表示証の交付）

第6条 消防課長は、前条第2項の規定により応援事業所に登録したときは、別表に掲げる表示証を当該応援事業所に交付するものとする。

（表示証の表示）

第7条 応援事業所は、応援事業所に登録された店舗等の見やすい場所に表示証を表示するものとする。

2 応援事業所は、応援事業所に登録された店舗等に関するパンフレット、チラシ、ポスター、看板、映像その他の広告に表示証を表示できるものとする。

（応援事業所の公表）

第8条 消防課長は、応援事業所の名称、住所、サービス等の提供対象者及びサービス等の提供内容等について、ホームページ等により公表するものとする。

（登録の変更）

第9条 応援事業所は、登録された内容を変更しようとするときは、岐阜県消防団・水防団応援事業所変更届出書（様式第2号）により消防課長へ届け出るものとする。

2 消防課長は、前項の届出があったときは、登録内容を変更するものとする。

（登録の廃止）

第10条 応援事業所は、登録を廃止しようとするときは、岐阜県消防団・水防団応援事業所廃止届出書（様式第3号）により消防課長へ届け出るものとする。

2 消防課長は、前項の届出があったときは、登録を廃止するものとする。

3 応援事業所は、登録を廃止したときは、速やかに表示証を消防課長へ返却するものとする。

（登録の取消し）

第11条 消防課長は、応援事業所が事業を偽りその他不正な手段により表示証の交付を受けたとき又は第5条第2項各号の一に該当することが判明したときは、当該登録を取り消すことができる。

2 前項の規定により登録を取り消された応援事業所は、速やかに表示証を消防課長へ返還しなければならない。

(団員カード等の交付)

第12条 消防課長及び岐阜県県土整備部河川課長（以下「河川課長」という。）は、団員等に対し、市町村を通じて団員カード及び家族カード並びに電子団員カード及び電子家族カードの表示に必要なID及びパスワードを交付するものとする。

2 団員カード及び家族カード並びに電子団員カード及び電子家族カードの表示に必要なID及びパスワードの汚損・紛失等により再発行を希望する団員等は、その身分等を証する書類を所属する消防団又は水防団を設置する市町村（以下「所属市町村」という。）に提示することにより再交付を受けることができる。

(団員カード等の利用)

第13条 団員等は、応援事業所からサービス等の提供を受けようとするときは、裏面に署名した団員カード若しくは家族カード又は電子団員カード若しくは電子家族カードを提示しなければならない。

2 団員等は、団員カード及び家族カードを不正に使用し、又は他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

3 団員等は、電子団員カード及び電子家族カードの表示に必要なID及びパスワードを他人に知らせてはならない。また、ID及びパスワードが漏洩しないよう適正に管理しなければならない。

(団員カード等の有効期限)

第14条 団員カード、家族カード、電子団員カード及び電子家族カードの有効期限は、カードに記載する又は表示される日とする。ただし、有効期限前に消防団を退団したときは、その日までとする。

(団員カード等の返却)

第15条 団員等は、団員でなくなった場合は、団員カード及び家族カードを速やかに所属市町村に返還しなければならない。また、電子団員カード及び電子家族カードの表示に必要なID及びパスワードが漏洩しないよう適正に破棄しなければならない。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、消防課長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

岐阜県消防団・水防団応援事業所登録申込書

岐阜県危機管理部消防課長 行

申込年月日 年 月 日

※太枠内の内容を応援事業所検索サイトに掲載します。

店舗・事業所名称	(ふりがな)						
所在地	〒						
連絡先	電話番号： 電子メールアドレス：						
ホームページURL							
営業時間(24時間表示)	時	分	～	時	分		
定休日							
店舗等の紹介コメント							
消防団・水防団への応援メッセージ							
サービス提供開始日	登録完了の日から		／	年	月	日から	
電子カードへの対応 ^{※1}	可	・	不可				
店舗画像	あり ^{※2}	・	なし				
提供いただけるサービス等の内容	対象者 ^{※3}		備考				
〔記入例〕 購入金額の〇〇%割引 ソフトドリンク1杯無料	〔記入例〕 団員カードの提示者 団員カード（家族用を含む）の提示者1名につき、家族4名まで		〔記入例〕 一部商品を除く 家族カードは対象になりません 他サービス券等は併用不可				
担当者連絡先	部署名： 電話番号： 電子メールアドレス：		氏名： FAX番号：				
この制度を何でお知りになりましたか？	県ホームページ／消防団のイベント／知り合いの消防団員 市町村等からの登録依頼／その他（ ）						

- ※1 消防団員等が自分のスマホ等で団員カード、家族カードを表示できる電子カードを導入しています。
電子カードでもサービスを提供いただける場合は、「可」を選択してください。
- ※2 画像は、[岐阜県消防団・水防団応援事業所登録申込フォーム](#)又は電子メールから送付してください。
ファイル形式は jpg 又は jpeg 形式としてください。
- ※3 消防団員等には、団員カード1枚、家族カード1枚を配布しています。サービス等の内容により対象者を別にすることも可能です。

○提出方法

- (1) 電子メール c11193@pref.gifu.lg.jp
- (2) FAX 058-278-2549

(3) 郵送 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県危機管理部消防課企画係

電話：058-272-1111（内2883）

※[岐阜県消防団・水防団応援事業所登録申込フォーム](#)に直接入力することにより申し込むことも可能です。

岐阜県消防団・水防団応援事業所変更届出書

年 月 日

岐阜県危機管理部消防課長 行

（担当者連絡先）

店舗・施設の名称 _____

所在地 _____

担当部署名及び氏名 部署名 _____ 氏名 _____

連絡先 電話番号 _____ E-mail _____

変更年月日	年 月 日	
変更内容	変更前	変更後
店舗・施設の名称		(ふりがな)
店舗・施設の所在地	〒	〒
店舗・施設の連絡先		
サービス提供内容		
サービス提供対象者		
営業時間		
定休日		
店舗画像*		
備考		

※ 店舗画像の新規追加又は変更をする場合は、「変更後」欄にその旨記載し、画像は、[岐阜県消防団・水防団応援事業所変更届出フォーム](#)又は電子メールから送付してください。ファイル形式は jpg 又は jpeg 形式としてください。

＜補足＞・変更のない項目は、「変更前」及び「変更後」の欄は空白のままとしてください。
・項目にないものを変更する場合は、適宜追記してください。
・行が足りない場合は、適宜追加してください。

○提出方法

(1) 電子メール c11193@pref.gifu.lg.jp

(2) FAX 058-278-2549

(3) 郵送 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県危機管理部消防課企画係

電話：058-272-1111（内2883）

※[岐阜県消防団・水防団応援事業所変更届出フォーム](#)に直接入力することにより届け出ることも可能です。

岐阜県消防団・水防団応援事業所廃止届出書

年 月 日

岐阜県危機管理部消防課長 行

（担当者連絡先）

会社名 _____

担当部署名及び氏名 部署名 _____ 氏名 _____
連絡先 電話番号 _____ E-mail _____

廃止年月日	年 月 日
廃止する店舗・事業所の名称	
廃止する店舗・事業所の所在地	
廃止理由	

※廃止後は、速やかに表示証を消防課長へ返却してください。

○提出方法

（1）電子メール c11193@pref.gifu.lg.jp

（2）FAX 058-278-2549

（3）郵送 〒500-8570 岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県危機管理部消防課企画係

電話：058-272-1111（内2883）

※[岐阜県消防団・水防団応援事業所廃止届出フォーム](#)に直接入力することにより届け出ることも可能です。

別表（第4条及び第6条関係）

団員カード (縦 54mm × 横 85.6mm)	表面	<p>岐阜県消防団員・水防団員カード</p> <p>ありがとね!</p> <p>消防団</p> <p>水防団</p> <p>有効期限: 年 月 日</p> 
	裏面	<p>氏名 _____</p> <p>所属 _____ 消防団・水防団</p> <p>注意事項</p> <p>1. サービスを受けるときは、本カードを店頭などで提示してください。 2. 店舗等の求めに応じ、団員であることが確認できる団員手帳等を掲示してください。 3. 本カードを他人に貸したり譲渡することはできません。 4. 紛失、盗難の場合は、交付を受けた市町村、消防本部等の窓口で再交付を受けてください。 5. 退団した場合は、交付を受けた市町村、消防本部等へ本カードを返却してください。</p> <p>QRコード</p> <p>〈制度に関する問い合わせ〉 岐阜県危機管理部消防課 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代) 内線2883 登録店舗はここから検索</p>
家族カード (縦 54mm × 横 85.6mm)	表面	<p>岐阜県消防団員・水防団員カード</p> <p>ありがとね!</p> <p>消防団</p> <p>水防団</p> <p>有効期限: 年 月 日</p> 
	裏面	<p>団員 氏名 _____</p> <p>家族 氏名 _____ (続柄 _____)</p> <p>所属 _____ 消防団・水防団</p> <p>注意事項</p> <p>1. サービスを受けるときは、本カードを店頭などで提示してください。なお、一部の事業所では、団員家族向けサービスを行っていない場合もありますので、ご了承ください。 2. 本カードを他人に貸したり譲渡することはできません。 3. 紛失、盗難の場合は、交付を受けた市町村、消防本部等の窓口で再交付を受けてください。 4. 退団した場合は、交付を受けた市町村、消防本部等へ本カードを返却してください。</p> <p>QRコード</p> <p>〈制度に関する問い合わせ〉 岐阜県危機管理部消防課 〒500-8570 岐阜市薮田南2-1-1 TEL 058-272-1111(代) 内線2883 登録店舗はここから検索</p>

	ステッカー (A5判及びA7判)	
表示証		
三角柱POP		 <p>組み立て後の状態</p>